◆「治療・救援費用担保特約」(現行特約)と新型海外旅行保険「治療・移送費用担保特約(訪日外国人用)」との主な相違点

(1<u>) 責任期間(「日本国内」に限定する)</u>

<「第1条(用語の定義)」内「責任期間」の定義> ※相違点は下線表示

AND THE COMPANY OF THE SCHOOL OF THE PARTY OF THE PARTY.					
【現行】治療·救援費用担保特約	【新型】治療·移送費用担保特約(訪日外国人用)				
	保険期間中かつ旅行行程中で、かつ、日本国の入国手続を終了してから日本国からの出国手続を 終了するまでをいいます。				

(2)保険事故(発病時期、治療開始時期、死亡時期を「責任期間中」のケースに限定する)

費用の種類	【現行】治療·救援費用担保特約		【新型】 治療·移送費用担保特約(訪日外国人用)		約款該当箇所
治療費用	疾病の種類 7.責任期間中に発病した疾病 4.責任期間終了後72時間以内に発病した疾病 か.責任期間中に感染した感染症	治療開始時期 責任期間終了後72時間 責任期間終了後72時間 責任期間終了後30日間	疾病の種類 責任期間中に発病した疾病※ ※感染症を含む	治療開始時期 <u>責任期間中</u>	第2条(1)の表の②
移送費用	死亡の原因 7.責任期間中に被った傷害 イ.疾病または妊娠、出産、早産、流産 り.責任期間中に発病した疾病 エ.自殺行為	死亡時期 事故発生日から180日 責任期間中 責任期間終了後30日 行為の日から180日	死亡の原因 7.責任期間中に被った傷害 4.疾病または妊娠、出産、早産、流産 ウ.自殺行為	死亡時期 責任期間中 責任期間中 責任期間中	第2条(1)の表の⑤

(3)保険金支払の対象とする費目<第3条(費用の範囲)(1)関連>

<現行の治療・救援費用担保特約との差分>

(新設特約における支払対象有無…O:対象、×:対象外)

費用		【現行】治療・救援費用担保特約の対象費目	【新型】特約の費用負担地	
貨用		(番号は、現行特約におけるもの)	日本国内	日本国外(海外)
		7. 医師の診察費、処置費および手術費		
		イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料	0	
		ウ. 義手および義足の修理費		
		I. X線検査費、諸検査費および手術室費		
		オ. 職業看護師費	×	
		カ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費	0	
	_	キ. 宿泊施設の室内で治療を受けたときの宿泊施設の客室料	×	
	1	3 泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料	^	
治 療		ケ. 病院または診療所に移送するための緊急移送費	0	
費		コ. 入院または通院のための交通費	×	×
用		サ. 他の病院または診療所へ移転するための移転費	0	
		シ. 治療のために必要な通訳雇入費	O	
		2. 医師の診断書の費用	〇 * *「薬局の文書料」を追加	
		セ. 病原体に汚染された場所等の消毒のために必要とした費用	0	
	2	7. 入院により必要となった国際電話料等通信費	×	
~		イ. 入院に必要な身の回り品購入費		
	(3)	7. 当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費		
	3	イ. 直接帰国するための交通費および宿泊費		
	7. 遭難した被保険者を捜索する活動に必要とした費用		()
(イ. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃	,	,
救移		ウ. 救援者の宿泊施設の客室料	7	<
援送	4	エ. 治療を継続中の被保険者を被保険者の住所または本国の病院等へ移転するための移転費	()
救援費用)		オ. 救援者の渡航手続費ならびに救援者等が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費等	>	<
		カ. 火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用		`
		キ. 死亡した被保険者を被保険者の住所に移送するための遺体輸送費用	0	